

介護保険事業運営協議会資料(令和4年度第1回会議)

第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について

- 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票(案)について
- 3 在宅介護実態調査票(案)について
- 4 介護サービス提供意向等調査【法人票】(案)について
- 5 在宅生活改善調査等【居宅介護事業所票】(案)について
- 6 介護人材実態調査【事業所・施設票】(案)について

高齢者支援課 介護保険係・高齢者福祉係

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

| H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|-------------|------|-------------|------------------------|-----------------------|------|------|------------|--------|
| 第8期・第7期事業計画 | | 第9期・第8期事業計画 | | 第10期・第9期事業計画 | | | | |
| | | | 市民アンケートの実施 (12月中旬) | 事業所ヒアリング (5月上旬～下旬) | | | アンケート調査の実施 | |
| | | | 事業所等アンケートの実施 (1月中旬) | | | | | 次期計画策定 |

1 事業計画に定める事項

- (1) 市町村老人福祉計画（根拠法令：老人福祉法 第20条の8）→高齢者保健福祉計画
 - ・市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
 - ・老人福祉事業の量の確保のための方策
 - ・その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

- (2) 介護保険事業計画（根拠法令：介護保険法 第117条）

※●頁に記載の事項

2 アンケート調査

(1) 高齢者福祉を考えるためのアンケート調査（無作為抽出）

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 2,800通

対象者：要支援者・総合事業対象者・一般高齢者

②在宅介護実態調査 1,200通

対象者：主に在宅で介護を受けている要支援・要介護認定者

(2) 介護サービス等提供等意向調査

対象：市内所在の医療機関・介護保険事業所を運営する法人

(3) 在宅改善等調査

対象：市内所在の居宅介護支援事業所

(4) 介護人材実態調査

対象：市内所在の介護保険事業所（居宅介護支援事業所除く）

3 事業所等ヒアリング

事業所・医療機関アンケートの結果を踏まえて実施

介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、8期指針：令和3年1月厚生労働省告示第29号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

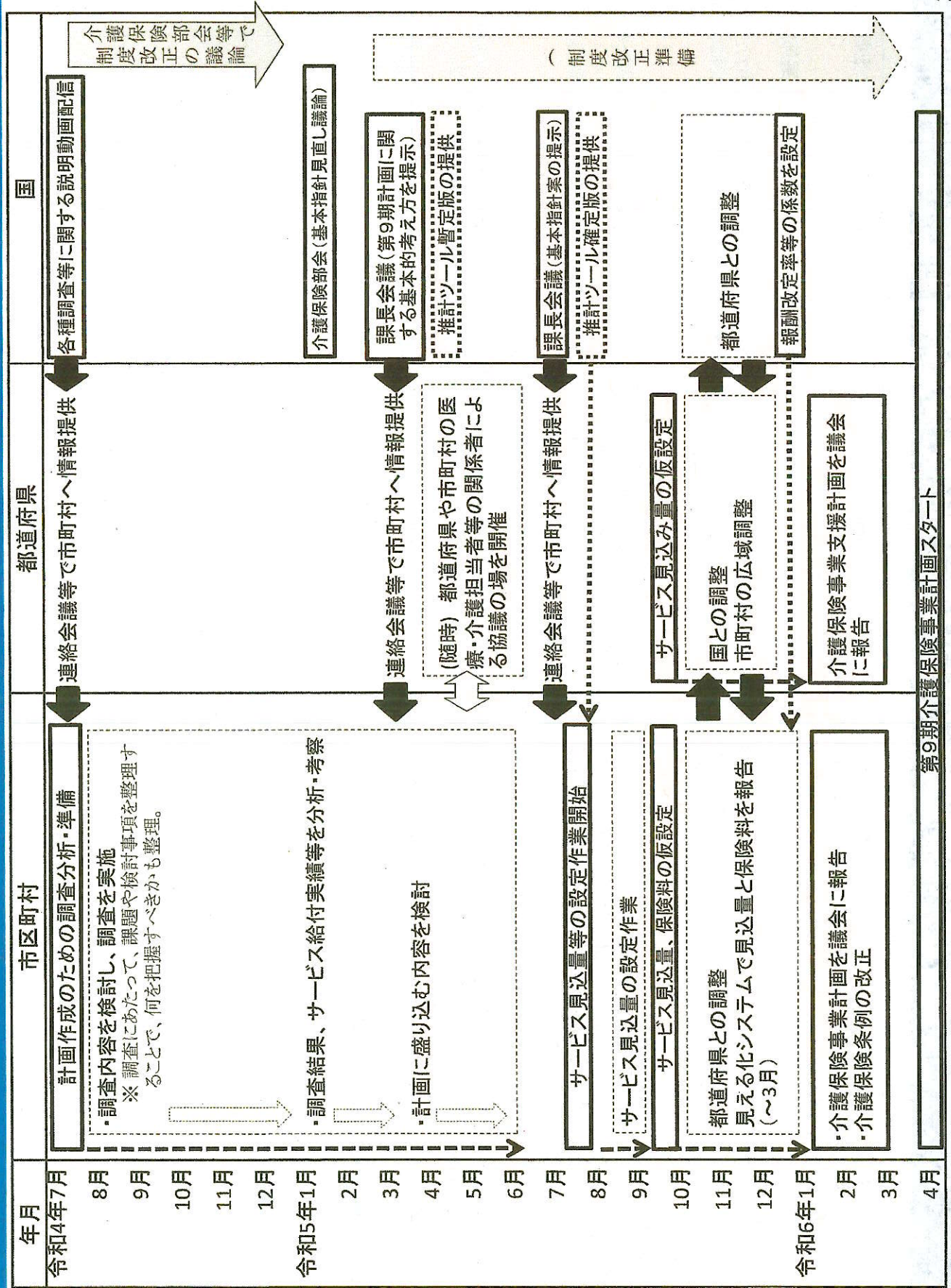
都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R4.7.29)



第9期介護保険事業(支援)計画に向けた調査の実施

介護保険法(第117条第5項)において市町村は、日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めることとされている。

<実施いただきたい調査>

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、地域の要支援者・総合事業対象者・一般高齢者の地域課題を把握するために重要であり、実施していただきたい。(基本指針参照)
- 在宅介護実態調査については、介護離職を防止する観点から、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要介護認定を受けている者を対象とした調査である。計画の作成にあたり関係者と議論する際の材料として有用であり実施していただきたい。(基本指針参照)

<実施を検討いただきたい調査>

- その他のサービスの提供体制を検討するための各種実態把握調査(在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査)については、調査の実施・分析に必要となる体制の確保に留意しつつ、可能であれば実施を検討いただきたい。
在宅生活の継続という観点からのビジョンを設定・検討されている市町村は、本調査が、住み慣れた地域での生活を支えるうえで有効な定期巡回・小多機・看多機等の地域密着型サービスのニーズの把握につながる観点を踏まえ、検討いただきたい。

<留意点>

- 保険者機能強化推進交付金の令和5年度指標では、計画作成にあたり①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査、③その他の調査を実施しているかを、評価しているか、を、評価する予定であり、調査結果の地域包括ケア「見える化システム」への登録予定も含めて評価することを検討している。

介護保険法(平成9年法律第123号) (抄)

第117条第5項 市町村は、第2項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

8期の基本指針(令和2年1月29日厚生労働省告示第29号) (抄)

第二-1-2-(三) 調査の実施

市町村は、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、自らが定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査(以下「各種調査等」という。)の実施に努めるものとする。なお、その際は、特に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を活用することが重要である。



また、要介護状態等にある家族を介護するため離職すること(以下「介護離職」という。)を防止する観点から、働きながら介護に取り組む家族等や、今後の仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ就業者の実情等の把握に努めるなど調査方法等の工夫を図ることが重要である。

～中略～

さらに、これらの調査により定量的に把握された心身の状況が低下した被保険者の状況や働きながら介護に取り組む家族の状況等を参考として、生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組、介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスの整備や、介護離職防止の観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等の人数やサービスの見込みを定めることが望ましい。

第9期に向けた介護予防・日常生活圏域二一ス調査の実施

- 介護予防・日常生活圏域二一ス調査の調査項目は、第8期から変更ない。調査の実施の手引きを参考にして実施いただきたい。
- 調査結果は、地域包括ケア「見える化」システムに登録することにより、経年比較や他地域との地域間比較が可能となることから、データの登録をお願いしたい。

| 名称 | (第7期)介護予防・日常生活圏域二一ス調査 | (第8・9期)介護予防・日常生活圏域二一ス調査 |
|----------------------|--|---|
| 目的 (調査票の作成段階での想定) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の管理・運営に活用すること ・ 介護保険事業計画における新総合事業部分の策定に活用すること <div style="text-align: center;">  </div> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用すること <div style="text-align: center;">  </div> |
| 調査対象 | 要介護1～5以外の高齢者 | |
| 調査項目数 | 必須項目33問(見える化への登録、地域診断の活用を想定) オプション項目30問 | 必須項目35問 オプション項目29問 |
| 設問の内容 | 「リスクの発生状況」の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動器の機能低下 ・ 低栄養の傾向 ・ 口腔機能の低下 ・ 閉じこもり傾向 ・ 認知機能の低下 |
| | 「社会資源」等の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア等への参加頻度 ・ 地域づくりへの参加意向 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ IADL/転倒リスク ・ たすけあいの状況 ・ 主観的幸福感 等 |
| 標準的な実施方法 | 「実施の手引き」の提示 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症にかかる相談窓口の認知度 「実施の手引き」「活用の手引き」の提示 |
| 見える化システムへの登録 | あり(標準的な実施方法により得られた必須項目への回答) | あり(標準的な実施方法により得られた必須項目、オプション項目への回答) |

第9期に向けた在宅介護実態調査の実施

- 在宅介護実態調査の調査項目は、第8期から変更ない。調査の実施の手引き等を参考に実施いただきたい。
- 調査結果は、地域包括ケア「見える化」システムに登録することにより、経年比較や他地域との地域間比較が可能となることから、データの登録をお願いしたい。

<在宅介護実態調査の概要>

| 事項 | 内容 |
|-------|---|
| 目的 | 第7から期介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とする |
| 対象者 | 主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方 |
| 調査手法 | 認定調査員による聞き取り調査、郵送調査(接続方式・非接続方式)からメリット・デメリットを踏まえ選択 |
| 調査項目 | 必須+オプション A票:ご本人むけ 問1~14 B票:主な介護者むけ 問1~5 ※自治体が調査項目を減らす場合であっても必要不可欠な5項目を抽出(注)。 |
| 支援ツール | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護実態調査 実施のための手引き ・在宅介護実態調査 活用のための手引き ・在宅介護実態調査の自動集計ツール_認定ソフト2021対応版 ※令和5年1月頃提供予定 |

(注)認定調査員の負担を軽減するため、仮に自治体において調査項目を減らす場合であっても、次の5項目は、介護する家族の負担感を把握するために必要不可欠であるため、調査項目として設定することが望ましいとしている。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| A票 問1 世帯類型 | B票 問1 介護者の勤務形態 |
| A票 問2 介護者の介護の頻度 | B票 問4 介護者の就労継続の見込み |
| A票 問10 施設等検討の状況 | |